

<政治団体設立届 記載例:7(1ページ)> 国会議員関係政治団体(3号)を新たに設立する場合

別紙1 (※ 本様式は、郵便等により提出することはできません。)
政治団体設立届

令和△△年 8月 8日

青森県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

あおり○○○研究会
青森県青森市長崎△丁目0番0号
陸奥一郎

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

(ふりがな) 名	政治団体の区分	
	☐ 政党 ☐ 政党の支部 ☐ 政治資金団体 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 ☒ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部	
政治団体の区分	国会議員関係政治団体の区分	
	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	
目的	別紙のとおり	組織年月日 令和△△年 8月 1日
主たる事務所の所在地	(〒030-0000) (電話 017-700-0000) 青森県青森市長崎△丁目0番0号	
主たる活動区域	青森県	
代表者	(ふりがな) 氏名 (〒) (住所) (電話) (生年月日) (選任年月日) むつ いちろう 陸奥一郎 (〒030-0000) (電話 017-700-0000) 昭和××・11.30 令和△△・8.1	青森市青森△丁目1番2号
会計責任者	つがる ふじお 津経富士男 (〒036-0000) (電話 0172-00-0000) 昭和○×・4.16 令和△△・8.1	弘前市大字弘前△丁目2番地3
会計責任者の職務代行者	なんぶ べにこ 南都 紅子 (〒031-0000) (電話 0178-00-0000) 昭和×○・2.17 令和△△・8.1	八戸市八戸△丁目8番8号
支部の有無	☐ 有 ☒ 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無 ☒ 有 ☐ 無

<提出年月日>

県選管に書類を提出するために来庁した日を記載してください。

<提出先>

「主たる活動区域」が2以上の都道府県の区域にわたる場合は、届出先が「総務大臣」となりますので、「青森県選挙管理委員会 殿」の上に、「総務大臣 殿」と書き加えてください。

<政治団体の名称、事務所の所在地、代表者の氏名>

下の欄と一致していることを確認してください。代表者の氏名は、①記名(提出時に本人確認等が必要)、②代表者本人の自筆署名、③記名押印のいずれかにより記載してください。

<政治団体の区分、国会議員関係政治団体の区分>

通常の場合は「その他の政治団体」となりますので、該当する口にチェックしてください。また、3号団体に係る口にチェックしてください。

<政治団体の名称>

ふりがなも忘れずに記載してください。

<組織年月日>

規約等の施行年月日と代表者等の選任年月日と原則的に一致します。

<主たる事務所の所在地>

郵便番号、電話番号も忘れずに記載してください。

<主たる活動区域>

具体的に記載してください。(<全国>、「青森県、岩手県及び秋田県」、「青森県」、「青森市」、「平内町」、「衆議院青森県第1区」など)

<支部の有無>

- 支部の有無について、支部を有する場合は「有」に、有しない場合は「無」の口にチェックしてください。
- ここでいう「支部」とは、①規約等によってその存立が明らかである単位組織であって、本部と主従の関係にある、②本部の指揮統括の下に一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められ、かつ、活動の成果がそこに統一されている、③会計について、一定の範囲内で独自に金銭等の財産上の利益の收受及び交付・供与を行うことができるものであることを要します。
- 上記の「支部」についても、設立の届出をする必要があります。

<課税上の優遇措置の適用関係の有無>

3号団体とは、「政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又は主要な構成員が国会議員であるもの」をいいます。この要件は、租税特別措置法第41条の18第1項第3号の要件と同一であることから、通常は、「有」の口にチェックしてください。

※ 国会議員関係政治団体は、次のページも記載する必要があります。

<代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者>

- 代表者の方は、国会議員に係る公職の候補者である必要があります。
- それぞれの方について、氏名(ふりがな)、自宅の郵便番号・住所・電話番号、生年月日を漏れなく記載してください。
- 選任年月日は、「組織年月日」と原則的に一致します。
- 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一人が兼務することはできませんので、必ず別な人を選任してください。

※ 政治団体設立届は、設立又は組織の日から7日以内に、郵便等によることなく、直接持参により提出してください。

<政治団体設立届 記載例:7(2ページ)> 国会議員関係政治団体(3号団体)を新たに設立する場合

政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類	
政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 (ふりがな)	公職の候補者に係る公職の種類
政治資金規正法第19条の7 第1項第3号に係る 国会議員関係政治団体	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名 (ふりがな) むつ いちろう 陸奥 一郎	主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類 衆議院議員(現職)
	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名 (ふりがな) なんぶ はかせ 南部 博士	主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類 参議院議員(現職)
	(ふりがな)	
	(ふりがな)	
	(ふりがな)	

＜主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名、代表者である公職の候補者に係る公職の種類、主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類＞

- ・ その団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員の氏名を記載してください。
- ・ その団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、「衆議院議員(現職)」の例により記載してください。

＜主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名、主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類＞

- ・ その団体の主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載してください。
- ・ その団体の主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、「衆議院議員(現職)」の例により記載してください。
- ・ 主要な構成員が多数の場合には、別紙として作成し、添付してください。

※ 政治団体設立届は、設立又は組織の日から7日以内に、郵便等によることなく、直接持参により提出してください。